

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、アブタマー創薬事業による医薬品の開発を通じて社会に貢献する企業として、企業価値の最大化を目指し、社会的責任を果たしていくために、その基盤となるコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な課題と認識しております。

このため、当社はコーポレート・ガバナンスの強化・充実・実践を図り、適切な業務執行や法令遵守の徹底、適時適切な情報開示、ステークホルダーとの対話を通じて、社会から信頼される経営の健全性や透明性の高い企業になるよう努め、中長期的な企業価値の最大化を実現してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大塚製薬株式会社	4,000,000	22.78
全薬工業株式会社	1,025,800	5.84
中村義一	568,000	3.23
藤本製薬株式会社	300,000	1.70
中村恵美子	287,000	1.63
河上弘	201,000	1.14
中村陽子	200,000	1.13
江平文茂	165,000	0.93
クレディ・スイス・アーゲー シンガポール ブランチ - ファーム エクイティ ポエッツ	147,900	0.84
宮川伸	142,400	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

-

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西畑利明	他の会社の出身者											
森俊介	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西畑利明	○	-	製薬企業の取締役としての実績から、医薬品業界における経営全般および臨床開発について豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、アブタマー医薬の実現に向けて開発全般に大きな寄与をいただけると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適格であると判断し指定しております。

藤井康弘	弁護士														
------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井素彦	○	-	会社経営全般についての豊富な知識と上場会社の監査役の実験を有しているとともに、今まで当社監査役としてその役割を十分果たされており、その知識と経験を活かして適切な監査を担っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれなく独立役員として適格であると判断し指定しております。
矢部豊	○	湧永製菓株式会社の社外監査役を兼任しております。 また、公認会計士矢部事務所代表を務めております。	公認会計士および税理士の資格を有し、企業会計および税務に精通していることから、専門領域の視点を活かした監査を担っていただけるとともに、今まで当社監査役としてその役割を十分果たされていることから、社外監査役に選任しております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれなく独立役員として適格であると判断し指定しております。
藤井康弘	○	当社が契約する顧問弁護士事務所において、過去、業務執行者でありましたが、現時点においては当社の取引先の業務執行者には該当しておりません。	弁護士としての豊富な経験と高い見識から、専門領域の視点を活かした監査を担っていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれなく独立役員として適格であると判断し指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。各付与者への支給水準は、当社業績への貢献度、職責等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。各付与者への支給水準は、当社業績への貢献度、職責等を勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において決定しております。各取締役の額については指名・報酬委員会に諮問し答申を受けて取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、管理部が社外取締役及び社外監査役のサポートを行っており、取締役会上程議案の事前説明を実施するなど、十分な情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

・経営・執行体制

「取締役会」

取締役会は、経営の意思決定を迅速かつ効率的に行うため、社外取締役2名を含む取締役5名で構成されており、毎月1回の定例取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催いたしました。取締役会では、監査役の出席のもと、各取締役の職務遂行状況を監督するとともに、取締役会規程や決裁権限規程に基づいて、経営方針、年度予算、中期事業計画その他の重要事項など、経営の方向性についての意思決定を行っております。なお、その執行については決裁権限規程をはじめとした諸規程に基づいて、各業務執行者に権限を委譲し業務執行の迅速化を図っております。

また、当事業年度は取締役会を15回開催し、取締役1名が1回欠席したことを除き、全ての取締役会に全取締役が出席しております。なお、2019年6月27日開催の定時株主総会で新たに選任された取締役については、就任後開催された11回の取締役会のうち10回に出席しております。

「執行役員会」

執行役員会は、代表取締役1名、執行役員8名(本書提出日現在において、取締役兼務者2名を含む)で構成されており、各執行役員の業務執行状況を確認するとともに、執行役員会規程や決裁権限規程に基づいて、研究開発の具体的な計画策定、人事考課や取締役会上程議案の決定等、業務遂行に係る重要事項についての意思決定を必要に応じて行っております。

・監査体制

「監査役会」

監査役会は、社外監査役3名(このうち常勤監査役1名)で構成されており、毎月1回の定例監査役会に加えて、必要に応じて臨時監査役会を開催いたしました。また、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。監査役会では、監査の方針、監査計画や監査業務の分担等の決定を行い、併せて監査状況の確認等を行っております。

また、監査役は取締役会に出席するほか、その他の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長との定期的な協議を持つなどして、取締役の業務執行状況を監督するとともに、会計監査人や内部監査室と連携して情報共有を行い、業務監査及び会計監査の両面での有効性の向上を図っております。

なお、当事業年度は監査役会を16回開催し、全ての監査役会に全監査役が出席しております。また、15回開催された取締役会のうち、全ての取締役会に全監査役が出席しております。

「内部監査室」

当社は、内部監査室長1名からなる代表取締役社長直轄の内部監査室を設けております。内部監査室は年度の監査計画を立案し、その計画に基づいて社内の各部門の業務執行の状況を確認するとともに、それらの法令・定款や社内規程に対する適法性や妥当性について内部監査を行っております。

内部監査の結果につきましては、内部監査報告書を作成して代表取締役社長に報告し、指摘事項があれば、改善指示書により対象部門に改善の指示を行い、業務の改善を図っております。なお、内部監査室長は法務部長を兼務しております。独立性の観点から、法務部への内部監査は代表取締役社長の承認により指名された、管理部長が実施し内部監査の独立性を確保しております。

「会計監査人」

会計監査については、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

なお、監査役会、内部監査室、会計監査人は相互に連携して、三様監査の体制の下、課題・改善事項等の情報を共有し、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

・指名・報酬決定体制

「指名・報酬委員会」

当社は、経営の透明性・客観性を高める観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設けております。なお、指名・報酬委員会は、社外取締役2名、及び社外監査役3名から構成され、社外監査役を委員長として客観性を確保してまいりました。なお、指名・報酬委員会は本書提出日現在において、社外取締役2名、及び社外監査役3名から構成されております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき取締役、監査役、及び執行役員候補者の指名に関し取締役会に答申し、加えて、取締役、及び執行役員の個人別の報酬に関し取締役会に答申いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、会社法上の機関設計として、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役会による適法性の二重チェック機能を持つ監査役会設置会社を採用しております。当社は、監査役会設置会社の優れた点に、指名委員会等設置会社の目指す経営の監視・監督機能の強化や、監査等委員会設置会社の目指す業務執行の迅速化についてのそれぞれの優れた点も加えて、コーポレートガバナンスを実施してまいります。

なお、当社の取締役会は、当社の経営活動や当社の置かれた事業環境、ならびにそれらに対応する経営組織体制の整備に精通した5名の取締役(うち社外取締役2名)により構成されており、活発な議論を通じた意思決定と、それに基づく業務執行の監督が行われております。

また、監査役会においても、それぞれの専門分野での豊富な知見を有する3名の監査役(うち社外監査役3名)による監査が機能していると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月25日開催の第17回定時株主総会招集通知は、2020年6月9日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算集計時間、会計監査人及び監査役の監査に必要な時間を考慮した決算スケジュール、多数の株主のご来場に対応できる株主総会会場の確保を考慮して開催日を決定しております。 なお、当社は集中日を回避した株主総会の開催が実施できるよう、決算日程の検討及び株主総会会場の確保に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性を考慮しながら、インターネットによる議決権行使の実施を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株主の利便性を考慮しながら、議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主の当社株式保有状況に鑑みて、招集通知(要約)の英文での提供を検討してまいります。
その他	当社ホームページ上に第17回定時株主総会招集通知を2020年6月2日に掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示の基本姿勢」、「情報開示基準」、「情報開示方法」、「沈黙期間」、「将来の見通しについて」、「インサイダー取引の未然防止」、「情報開示体制」、及び「IR活動の充実化に向けた取り組み」からなるディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。 https://www.ribomic.com/ir/disclosure.php	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2020年3月期は、通期決算説明会及び第2四半期決算説明会を開催いたしました。 今後も、通期、第2四半期の決算に合わせ、年2回の開催を予定しております。 また、上記に加えて機関投資家・アナリストとの個別ミーティングを適宜実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	外国人投資家の当社株式保有状況に鑑みて、外国人投資家向けの定期的説明会を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び会社説明会資料等の掲載ならびに動画配信等を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部に担当者を設置しております。	
その他	定時株主総会開催時に、株主向けに経営計画を含めて説明しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理規程において「会社は、取引先、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適時適切に企業情報を提供する」旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	-
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家をはじめとしたステークホルダーの皆さまに対し、当社の経営方針や事業戦略、業績・財務に関わる情報に関し、適時性、透明性、公平性、継続性を基本として情報開示を行うことといたしております。
その他	-

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の健全性や透明性を高めるために、有効かつ適切な内部統制システムを構築することが重要であると考えており、その基盤として取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものの整備について、下記の通り取締役会において決議しております。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役および執行役員はそれを率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。
- 2 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
- 3 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。
- 4 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存および管理については、法令および「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、各部署で規則を策定の上、講習会などを通じて周知徹底を図るとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
- 2 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において付議する。

4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- 1 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- 2 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。
- 3 取締役会は、決裁権限規程に基づき執行役員に一部権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。

5) 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 子会社の事業面における管理は研究開発本部が、管理面における管理は管理本部が統括管理を行う。
- 2 子会社に対し定期的に重要事項の報告を求め、報告事項のうち重要性の高いものについては当社取締役会において報告を行う。
- 3 子会社に対する監査は当社の内部監査室が行い、当社の内部監査計画に基づき定期的に内部監査を実施する。
- 4 子会社を含めた当社グループのリスク管理体制を構築するため、リスク管理に関する規則を定め、当社において包括的に管理を行う。

6) 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- 1 取締役、執行役員およびその他の使用人は、以下の事項について速やかに監査役に報告を行う。
 - ・法令および定款に違反する事項
 - ・内部通報制度による通報状況
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 2 監査役へ報告を行った取締役、執行役員およびその他の使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- 3 監査役は、取締役会、執行役員会等の経営上重要な会議に出席し、法定事項および全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。
- 4 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

8) 監査役の職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法及び関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「企業倫理規程」において、反社会的勢力排除の方針・基準を定め、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

具体的な施策として、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、事前審査の実施、警察等関連機関との連携、反社会的勢力に係る情報の収集等を行っております。

その他

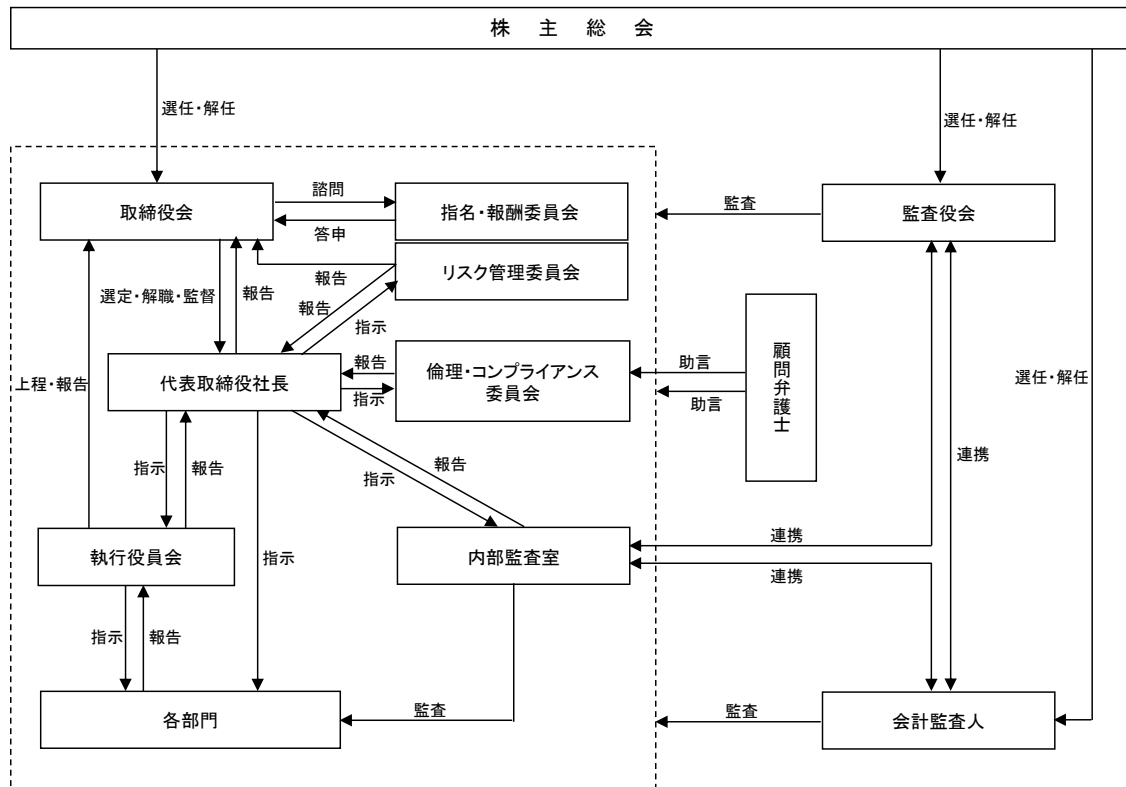
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

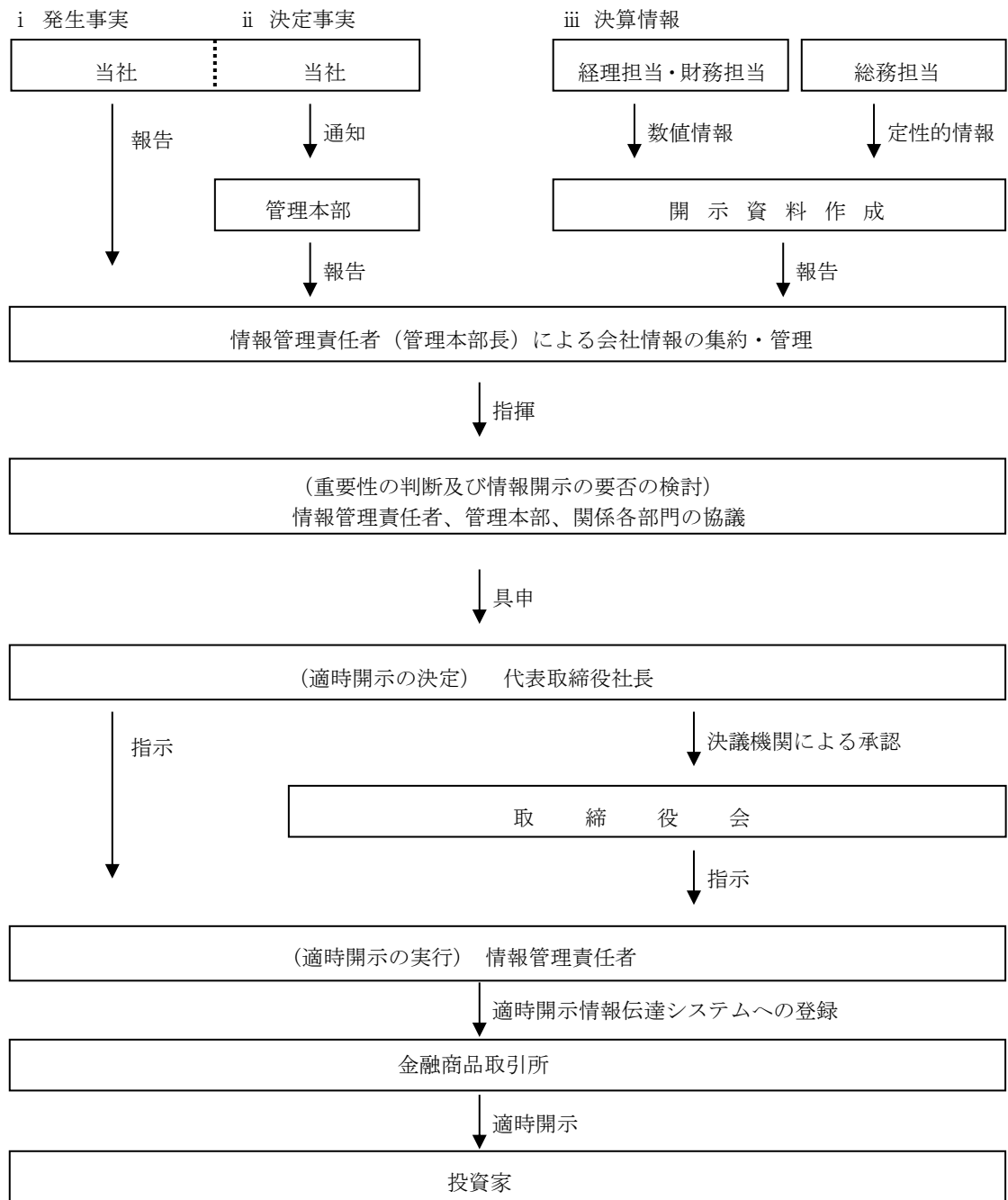
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上